

## ● 科学研究における健全性の向上に関する検討委員会設置要綱

〔平成 25 年 7 月 26 日〕  
〔日本学術会議第 176 回幹事会決定〕

(設置)

**第 1** 日本学術会議会則第 16 条第 1 項に基づく課題別委員会として、科学研究における健全性の向上に関する検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

**第 2** 委員会は、科学研究における健全性の向上に資することを目的とし、科学研究における不正行為防止を含む科学者の行動規範の徹底に向けた対応に関する事項、及び臨床試験における技術的、理論的質向上に関する事項を含む臨床試験の今後の制度の在り方に関する事項を審議する。

(組織)

**第 3** 委員会は、会長、副会長及び各部の役員をもって組織する。

(設置期限)

**第 4** 委員会は、平成 29 年 9 月 30 日まで置かれるものとする。

(庶務)

**第 5** 委員会の庶務は、事務局参事官（審議第一担当）及び事務局参事官（審議第二担当）の協力を得て、事務局企画課において処理する。

(雑則)

**第 6** この要綱に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

### 附 則

この決定は、決定の日から施行する。

**附 則**（平成 25 年 8 月 22 日日本学術会議第 177 回幹事会決定）

この決定は、決定の日から施行する。

**附 則**（平成 26 年 2 月 28 日日本学術会議第 188 回幹事会決定）

この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成26年7月25日日本学術会議第197回幹事会決定）  
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成27年4月9日日本学術会議第211回幹事会決定）  
この決定は、平成27年5月1日から施行する。

附 則（平成27年8月28日日本学術会議第217回幹事会決定）  
この決定は、決定の日から施行する。